

平成 30 年 7 月 31 日開会

平成 30 年 7 月 31 日閉会

平成 30 年 西 予 市 議 会 第 2 回 臨 時 会 議 録

西 予 市 議 会

第 1 日

7月31日（火曜日）

平成30年第2回西予市議会臨時会会議録（第1号）

- | | | | |
|------------------------------|------------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年7月31日 | 生活福祉部長 | 藤 井 兼 人 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 教 育 部 長 | 高 橋 司 |
| 1. 開 議 | 平成30年7月31日
午前11時00分 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| | | 野 村 支 所 長 | 土 居 眞 二 |
| 1. 閉 会 | 平成30年7月31日
午後 0時12分 | 城 川 支 所 長 | 篠 藤 義 直 |
| | | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| 1. 出 席 議 員 | | 消防本部消防長 | 佐 藤 克 也 |
| 1 番 | 宇都宮 久見子 | 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 財 政 課 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 3 番 | 宇都宮 俊 文 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 宗 正 弘 | | |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 | | |
| 総 務 企 画 部 長 | 三 好 敏 也 | | |
| 会 計 管 理 者 | 山 口 正 人 | | |
| 医 療 介 護 部 長 | 山 岡 薫 彦 | | |
| 産 業 部 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 建 設 部 長 | 岩 瀬 布 二 夫 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(15番 二宮一朗、16番 兵頭学)
- 2 会期の決定
(7月31日～7月31日 1日間)
- 3 承認第 5号 専決処分第5号の承認を
求めることについて
- 4 議案第93号 西予市立学校給食センター
及び学校給食調理場条例の
一部を改正する条例を廃止
する条例制定について
- 5 議案第94号 平成30年度西予市一般会
計補正予算(第3号)
- 6 議案第95号 平成30年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正予
算(第2号)
- 議案第96号 平成30年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第97号 平成30年度西予市簡易水
道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第98号 平成30年度西予市水道事
業会計補正予算(第2号)
- 7 議案第99号 西予市総合計画審議会条例
及び西予市行政改革推進委
員会設置条例の一部を改正
する条例制定について
- 8 議員派遣の件について
- 追加 決議案第1号 平成30年7月豪雨の災害
対策に関する決議案の提
出について
- 意見書案第1号 平成30年7月豪雨の災害
対策に関する意見書案の提
出について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
(15番 二宮一朗、16番 兵頭学)
- 2 会期の決定
(7月31日～7月31日 1日間)
- 3 承認第5号 専決処分第5号の承認を
求めることについて
- 4 議案第93号 西予市立学校給食センター
及び学校給食調理場条例の
一部を改正する条例を廃止
する条例制定について
- 5 議案第94号 平成30年度西予市一般会
計補正予算(第3号)
- 6 議案第95号 平成30年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正予
算(第2号)
- 議案第96号 平成30年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第97号 平成30年度西予市簡易水
道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 議案第98号 平成30年度西予市水道事
業会計補正予算(第2号)
- 7 議案第99号 西予市総合計画審議会条例
及び西予市行政改革推進委
員会設置条例の一部を改正
する条例制定について
- 8 議員派遣の件について
- 追加 決議案第1号 平成30年7月豪雨の災害
対策に関する決議案の提
出について
- 意見書案第1号 平成30年7月豪雨の災害
対策に関する意見書案の提
出について

開会 午前11時00分

○議長

ただいまの出席議員は21名であります。

これより平成30年第2回西予市議会臨時会の開会いたします。

このたび発生いたしました平成30年7月豪雨災害により、被災された皆様並びにご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。議会として少しでも早い復旧・復興に向けて、議員一同、市民の皆様とともに取り組んでまいり所存でございます。

この際申し上げます。

このたび発生いたしました平成30年7月豪雨災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、黙とうをささげたいと存じます。

全員ご起立を願います。

傍聴席の皆さんもご協力賜りますようお願い申し上げます。

(全員起立)

○議長

黙とう。

(黙とう)

○議長

黙とうを終わります。

ご着席願います。

(全員着席)

○議長

管家市長より今臨時会召集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成30年第2回西予市議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

先日の台風12号では、今までにない異常な動き方を見せる中で、その影響を心配したところでございます。特に二次災害、この防止に大変心配をしたところでございますが、現在のところ、その被害の拡大がなく、少し安堵したところではございますけれども、今現在、鹿児島沖の洋上に台風12号はいますし、そして、毎日、今も雨が降っておりますけれども、少しの雨でも心配な状況でございます。

まず初めに、このたびの豪雨災害により犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

また、昼夜を問わず復旧復興にご尽力いただいております皆様方に衷心より感謝を申し上げます。

7月5日から8日にかけて、梅雨前線が西日本に停滞し、愛媛県では記録的な大雨となりました。西予市でも宇和の観測所で、最大1時間降水量が47.5ミリ、最大24時間降水量は、7日午前7時30分に観測史上最高となる347ミリを記録し、5日から8日までの期間、降水量が535.5ミリを観測いたしました。

この豪雨によりまして、当市におきましても甚大な被害が発生し、特に野村町におきましては、河川の氾濫により、5名のとうい命が犠牲になったほか、広範囲で多くの浸水被害が発生し、住家を初めとする市民の財産が流出し甚大な被害が発生をいたしました。また、斜面崩落等の土砂災害により、宇和地域と野村地域を結ぶ主要県道を初め、各集落間を結ぶ道路も数多く寸断をされたほか、電気や水道、通信といったライフラインにつきましても停電や断水、通信ネットワークのふぐあいが発生するなど、市民生活に支障を来す多大なる被害となりました。

農林業分野におきましては、今回の豪雨により、大量の土砂や流木が、水田や畑・ため池・用水路等へ流れ込んだほか、数多くの林道が崩落し、中山間地域では、樹園地やモノラック等の農業施設等が崩落しました。

商工施設におきましても、市内全域で122件余りの事業所が浸水や土砂流入等により、店舗や生産設備が被災するなど、近年の水害では、類を見ないほどの被害となり、西予市における現時点での被害総額は150億円となっており、今後、さらに被害額は増大するものと思われまます。

今回の豪雨により、1番被害の大きかった野村地区では、多くの住家が浸水被害を受けましたが、野村のシンボルであります乙亥会館や子どもたちの健やかな成長を育む野村保育所など市民の日常生活を支える公共施設や地域のコミュニティーを支える公民館等、施設の倒壊を含む甚大な被害を受けたところであります。

今回の災害復旧につきましても、地元自治会や地域の方々による自主的な助け合いはもちろんのこと、被災直後から地元消防団である野村方面隊を初め、市内全域の消防団により瓦れきの撤去や

泥のかき出し、災害ごみの搬出や運搬等を積極的に支援いただいております。さらに、ボランティアの受け入れ態勢が整ってからは、市内外から5,800人を超えるボランティアの方々に駆けつけていただくとともに、愛媛県建設業協会の皆様にもご協力をいただき、連日の炎天下の中、被害を受けた民家の片づけにご協力いただいておりますことを深く感謝を申し上げる次第であります。

また、被災直後から給水車の配備や仮設風呂の設置、孤立集落へのヘリでの物資搬入や人力等による土石撤去作業などを行っていただいた自衛隊の方々、大規模災害箇所の調査、道路清掃車、浸水除去の排水用ポンプ車導入に職員を派遣していただいた国土交通省四国整備局を初め、関係機関の皆様にも復旧対策の多大なご尽力をいただいたところであります。

今回の大規模災害では、被災住民の生活再建を抜本的に支援するための応援職員を派遣する対口支援制度によりまして、横浜市からは、災害マネジメントを総括的に支援する災害マネジメント総括支援員を、熊本市からは対口支援指定都市として多くの応援職員を被災直後から派遣をいただくとともに、石川県や高知県室戸市、愛媛県を初め、西条市、砥部町、伊予市等県内市町の皆さんにも災害復興にかかわるさまざまな業務におきまして、応援職員を派遣いただき、心より感謝を申し上げます。

今回の災害直後に災害救助法の適用を受け、先般24日に開催された政府の定例閣議において、今回の豪雨災害を激甚災害に指定する政令が決定され、27日に公布施行されました。当市におきましても、財政面に不安を感じることなく、復旧・復興事業に取り組むことができるよう、各大臣に対し規制緩和や特別交付税を含めた特段の財政支援等につきまして、早急な対策を強く要請したところではありますが、激甚災害の指定により、農地農業用施設、林道の災害復旧にかかわる国庫補助率のかさ上げ等、災害復旧事業に対し、特別な財政援助等が実施されることとなります。

今後、市の事業を復旧復興に集中するため、平成30年度に予算計上している事業につきましては、緊急性の高いものを除き、原則凍結または延期することとし、国等からの財政支援を受けながら、災害復興事業を最優先として1日も早い復興

に全力を傾注する考えであります。

発災後3週間が経過し、少しずつ復興の兆しが見えてきたところでありますが、今回の被災により自宅を失うなど、避難生活を余儀なくされている市民は約100人に上るとともに、市外避難を継続されている市民の方もいらっしゃる状況となっております。まずは24日から着工していただいております避難者の生活の支援のための仮設住宅の早期完成を目指すとともに、道路復旧、インフラ整備、農林水産業並びに商店街の復興に向け、先頭に立って最大限の努力をする覚悟であります。

今回の未曾有の大災害から1日も早くもとの平穏な生活を取り戻し、将来にわたって安心が体感できるまちづくりを進めていくためには、行政と市民等が話し合い等を通じ、課題を共有し、一丸となって、復旧・復興に取り組んでいく必要があると考えております。その上で、国に対しましては、今回の災害とダムの関係についてしっかりと検証していただくとともに、今後の運用及び対策については、慎重かつ万全を講じていただきたいと強く要望いたします。野村ダムは、昭和57年に南予地域の農業、上水道の水がめとしての役割と宇和川の治水調整の機能を有するダムとして誕生し37年が経過をいたしました。ダムがあるおかげで洪水を防いでくれたことも振り返ればあると思えますし、ダムが守ってくれるという安心感が私を含め、多くの人たちがお持ちであったと思えます。

しかしながら、異常気象が日常化した昨今では、従来どおりのダムの運用では対応できないことは今回の災害からも明らかであります。治水運用マニュアルの見直し、河川改修により、河床の掘削や土砂の取り除きで安全に流れる水量をふやすことのほか、堤防のかさ上げなどを行うなど、直ちにできる防災対策を国に求めてまいります。

また、野村ダムや鹿野川ダムが一定量放流しても二度と今回のようなことが起こることがないよう、下流域に被害が出ない肱川全体を考えた抜本的対策を国の責任において西予市民に提案するよう要望いたします。

市といたしましても、今後の復興計画の策定や被災者の生活再建、復興に向けての庁内の総合調整を行う必要があることから、組織の再編を行い、復興支援課を新設いたします。また、被害の

大きかった野村地区のニーズを把握し、被災者の生活再建に向けた復興支援を早急に取り組むため、野村支所内に復興支援室を設置することとしております。

このたびの災害を踏まえ、改めて市民の皆様のご意見を伺いながら、今後の防災体制のあり方を見直すとともに、防災対応力の強化、強い地域づくりの基盤となるよう、市民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本日の臨時会は、今回の豪雨災害に関連した条例改正、被災者支援や生活再建等に要する経費と公共土木施設等の復旧等に要する一般会計及び特別会計補正予算の議案8件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

慎重にご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。私の招集の挨拶といたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、15番二宮一朗君、16番兵頭学君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日1日と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」を議題といたしま

す。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第5号は、西予市税条例及び西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の改正は平成30年7月豪雨災害に係る被災者の市税を減免すること、並びに減免手続の迅速な対応を図るため、関係条例の改正を行うものであります。固定資産税及び国民健康保険税につきましては、地方税法に基づき、災害を減免対象として定めておりますが、個人市民税については、同様の定めがなされていないことから所要の整備を行い、今回の平成30年7月豪雨に係る被災者に対して、迅速に市税の減免を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第93号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

高橋教育部長。

○高橋教育部長

議案第93号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年8月1日に設置し、同年9月から運用開始予定としておりました西予市立せいよ東学校給食センターは、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受け、設置及び運用開始の時期等についてめどが立たない状況となっております。このため、当センターから給食を提供する予定としておりました野村小学校、野村中学校、城川小学校及び城川中学校については、当分の間、引き続き、各校の単独調理場にて給食を提供していただかなければならない状況となったことから、平成30年第1回定例会において議決いただきました新センターの設置及び自校式調理場の廃止を定めた一部改正条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第93号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第93号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第94号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第94号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、豪雨災害に関連した被災者の生活再建を支援するために要する経費と公共土木施設等の復旧等に要する経費を計上するものであります。

まず、被災者の生活再建の支援に関連した経費についてご説明申し上げます。経済的な支援といたしまして、住宅が全壊、半壊、床上浸水等の被害に遭われた世帯に対する災害見舞金のほか、今回の豪雨災害により亡くなられた方々のご遺族に対する災害弔慰金等の経費を計上しております。

また、住まいの支援として、被災した住宅の応急修理に要する経費、商店街への支援として被災した店舗の改修に要する経費に対する補助金を計上しております。

そのほか、今回の豪雨災害により発生しました災害廃棄物の収集運搬や処分経費のほか、被災建

物の解体や撤去支援に要する経費等を計上しております。

次に、公共土木等の復旧等に要する経費についてご説明申し上げます。水道施設、農業集落排水施設、公共下水施設の復旧につきましては、特別会計及び企業会計へ繰り出しする経費を計上させていただきます。

農林水産施設におきましては、被災した農地や水路等の農業用施設のほか、林道の復旧に要する経費を計上し、土木施設につきましては、被災した道路や河川の復旧に要する経費を計上させていただきます。

また、公共施設につきましては、野村保育所の被災に伴い、仮設する保育所の設置に要する経費のほか、特別養護老人ホームしいのき園の敷地裏の一部崩落による復旧に要する経費を計上しております。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う国・県支出金、地方債等の特定財源を計上しますとともに、一般財源として財政調整基金、災害対策基金を繰り入れ、収支均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ26億5157万6000円を増額し、歳入歳出予算の総額を308億8267万8000円と定めるものであります。

また、債務負担行為の追加として野村保育所仮施設リース料を平成31年度までの期間として、限度額を設定しております。地方債補正では災害復旧事業に伴う限度額の変更を行っております。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宇都宮財政課長。

○宇都宮財政課長

それでは、予算書に沿って、歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお開き願います。民生費2項4目保育所費、野村保育所管理運営事業4597万2000円ありますが、豪雨災害により被災した野村保育所を野村運動公園内に仮設保育所として設

置するためのリース料、給食調理室用機械器具費を計上するものであります。平成30年8月開始のリース契約となり、債務負担行為の補正として、平成31年度分リース料5378万4000円を限度額として設定しております。

4項災害救助費、1目災害救助費4億9993万3000円ありますが、福祉課、健康づくり推進課、環境衛生課の被災者支援と生活再建に係る経費の総額となります。11節需用費360万6000円は、被災地の土砂などの障害物除去作業を行うときのスコップなどの消耗品費と医薬品を計上し、13節委託料3800万円は、くみ取り便槽のし尿収集と浄化槽内の土砂等抜き取り収集処分委託料を計上し、14節リース料117万7000円は、災害救援ボランティアセンターに設置をしております仮設トイレなどのリース料を計上し、15節工事請負費1億4600万円は、災害救助法に基づいて、被災した住宅の台所など日常生活に必要不可欠な部分を市が業者に依頼し、応急修繕を行う経費を計上し、20節扶助費3億1115万円は、西予市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金として2000万円、西予市災害見舞金等支給要綱に基づく災害見舞金として1740万円、愛媛県と西予市が被災者生活再建支援法の適用に加えて、独自に行う緊急支援金として2億7375万円を計上するものであります。負担区分は県が3分の2、市が3分の1となります。財源といたしまして、災害弔慰金県補助金と被災者生活再建緊急支援事業費県補助金合わせまして1億9583万3000円を充てています。

12ページをお開き願います。衛生費1項4目環境衛生費240万1000円ありますが、被災した家屋等の消毒散布用薬剤と散布用機材購入費を計上するものであります。2項2目塵芥処理費4億9230万8000円ありますが、豪雨災害により発生した災害廃棄物の収集、運搬、処理委託料として3億1230万8000円。西予市被災建物等解体・撤去支援事業実施要綱を今回制定し、被災された方の早期復興を図るため、被災建物等の解体及び解体に伴い排出される廃棄物の撤去を市が被災された方にかわって実施する解体・撤去支援事業委託料として1億8000万円を計上するものであります。財源として災害等廃棄物処理事業費国庫補助金2億4615万4000円を充てています。

13ページをお開き願います。商工費、1項2目商工業振興費1億円。仮称ではありますが、西予市中小企業等復興補助金交付要綱を制定し、被災した事業者の復興を支援するため、約100件分の店舗改修等に要する経費の一部を助成する補助金を計上するものであります。

15ページから16ページをお開き願います。土木費、6項1目住宅管理費2800万円ではありますが、被災した市内2箇所の公営住宅について、解体及び雨漏りの修繕に要する経費を計上するものであります。災害復旧費として農地災害復旧事業2億5145万円、農業用施設災害復旧事業2億8690万円。林業用施設災害復旧事業2億4038万円、道路橋梁河川災害復旧事業2億2750万円ではありますが、災害復旧のための測量・設計委託料、重機借上料等を計上するものであります。また、公共施設災害復旧費として野村町の特別養護老人ホームしいのき園の敷地裏の一部崩落による復旧経費として、市有財産復旧事業4000万円を計上し、災害復旧費全体で10億4623万円を計上するものであります。

主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。繰入金、2項1目財政調整基金繰入金11億997万3000円、37目災害対策基金繰入金6億270万1000円を基金会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものであります。

市債、1項11目災害復旧事業債3億8710万円を増額して、地方債の限度額を全体で53億4390万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

中村議員。

○14番中村敬治君

14番中村です。

ちょっと少し先の話になるかもしれませんが、今回の豪雨災害を受けましてですね、市管理施設の応急仮復旧というようなことに向けた、今市長と財政課長さんのほうから補正予算の内容の説明を受けたわけでございますけれども、やはり今回の災害は西日本全域、これ広範囲にわたって災害を受けたわけございまして、本復旧に向けてで

すね、やはり応急仮復旧、これは当然のこととしてですね、早急にこの本復旧に向けた対応もこれ必要なわけございまして、国の各省庁のですね、災害査定を受けないと、これ本復旧には全く手もつけられないわけでございますけれども、これなかなか混乱している中でですね、地域としては被災を受けた地域としては早く本復旧に取り組んでもらいたいと。のどから手が出るほど待っておられると思いますので、その辺、本復旧に向けた形ですね、スケジュールといいますか、そういう災害査定、そういうものが見通しがあれば、お答えいただきたいと思います。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

建設部門の災害査定については、今の予定では9月から順次入るといふところがありますが、何班かに分けての査定といふところで進んでいく予定でございます。

○議長

14番中村敬治議員。

○14番中村敬治君

今の説明は国土交通省のことだろうと思うんですが、農林水産省とか文部省とかいろいろ災害査定は各省庁にまたがっておるわけですが、その辺は同じように9月から始まるんでしょうか。

○議長

酒井部長。

○酒井産業部長

林業につきましては、ちょっと決定してる部分がありますので報告をさせていただきます。

国の災害査定が10月末までには実施予定となっております。その後、実施設計をして国への申請、入札という形をとりたいと考えております。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

まず亡くなられた方に謹んで哀悼の誠を申し上げますとともに、被災された方に心からお見舞いを申し上げます。

それで議長、予算書ですね、河川維持事業とそれから災害復旧の道路橋梁河川災害復旧事業に

ついでに関連質問をお願いをしたいのですが、許可をお願いをいたします。

○議長

はい。簡単、明瞭な質問でお願いします。

17番。

○17番小野正昭君

ここに河川のいわゆる事業費が載っておりますけれども、このご案内のように三瓶町は朝立川と谷道川の大きな河川が三瓶湾に注いでおります。今回の集中豪雨で、ただでさえ堆積をします土砂がなお一層堆積をして、第二次災害を起こさないとも限らない状況になっております。幸い今回の台風12号は雨量も少なく、また干潮時でしたので二次災害はありませんでしたけれども、これが大量の雨と満潮時には第二次災害を過去に起こした例もございますので、理事者がその辺どのような考えを持たれておられるのか、お伺いをいたします。

○議長

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

ただいまご質問いただきました河川の堆積土砂につきましては全地域において発生をいたしております。この部分につきましては土木、県のほうに堆積土砂の撤去について強く要請をかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長

17番小野議員。

○17番小野正昭君

こういう時期ですので、部長ね、あんまり厳しいことは言いませんけれども、今の答弁は教科書どおりの答弁なんです。よく現場を見ていただいてですね、その三瓶湾がどういうふうな状況になっておるかよく把握をしていただきたい。その上で、ぜひ緊急なる対策をお願いをいたします。

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第94号「平成30年度西予市一般会計補正予算(第3号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第95号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」から議案第98号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)」の4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岩瀬建設部長。

○岩瀬建設部長

議案第95号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨により被害を受けた宇和町内の田之筋、明間及び永長の農業集落排水施設における機器の修繕等に係る費用を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1670万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億8912万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第96号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨により被害を受けた施設及び機器の修繕等に係る費用を計上するものであります。主に野村地区中心部の浸水被害によるポンプ制御盤の修繕等に係る費用を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳

入歳出予算にそれぞれ6808万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億4781万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第97号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨により被害を受けた施設の修繕等に係る費用を計上するもので、宇和地区、野村地区、城川地区の簡易水道施設の修繕等に係る費用を増額するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億7170万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第98号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨により被害を受けた宇和給水区域の下川浄水施設及び野村給水区域の野村浄水施設の復旧に係る経費を増額するものであります。

これによりまして、第2条の資本的収入及び支出につきましては、既決いただいております資本的収入に一般会計補助金1億1000万円を増額し、総額を3億1204万1000円とし、資本的支出につきましては、建設改良費1億1000万円を増額し、総額を7億7605万3000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第95号から議案第98号までの4件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第95号から議案第98号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」から議案第98号「平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」までの4件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第95号から議案第98号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

（日程7）

○議長

次に、日程第7、議案第99号「西予市総合計画審議会条例及び西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好総務企画部長。

○三好総務企画部長

議案第99号「西予市総合計画審議会条例及び西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、このたびの平成30年7月豪雨災害に係る被災者の生活支援及び被災地域の復興支援を図るため、組織機構の見直しを行い、総務企画部に復興支援課を新設するとともに、同部政策推進課を廃止することとしております。

今回の改正は政策推進課を廃止することに伴い、同課の政策調整機能を同部まちづくり推進課へ移管するため、西予市総合計画審議会条例及び西予市行政改革推進委員会設置条例に規定する庶

務取り扱い担当課を変更する必要があることから
2 条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第99号は、会議規則第37条第3項の規定に
より委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第99号「西予市総合計画審議会条例及び西
予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正す
る条例制定について」は、原案のとおり決定する
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第99号は原
案のとおり決定いたしました。

(日程8)

○議長

次に、日程第8「議員派遣の件について」を議
題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認する
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって「議員派遣の件に
ついて」は、本件のとおり承認することに決定い

たしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につ
いて、諸般の事情により変更が生じる場合には、
議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩といたします。(休憩 午前11時
57分)

○議長

再開いたします。(再開 午前11時59分)

お諮りいたします。

ただいま信宮徹也君から提出されました、決議
案第1号「平成30年7月豪雨の災害対策に関する
決議案の提出について」及び意見書案第1号「平
成30年7月豪雨の災害対策に関する意見書案の提
出について」の2件を本日の日程に追加し、追加
日程として議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、2件を本日の日
程に追加し、追加日程とすることに決定いたしま
した。

(追加)

○議長

追加日程第1、決議案第1号「平成30年7月豪
雨の災害対策に関する決議案の提出について」を
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2 番信宮徹也君。

○2 番信宮徹也君

平成30年7月豪雨の災害対策に関する決議
(案)の提出について提案理由の説明を申し上げ
ます。

台風7号及び梅雨前線等の影響による集中豪雨
は、西日本を中心に、西予市でも未曾有の大災害
をもたらしました。各地では人的被害を初め、多
くの建物の損壊、道路、生活関連のインフラなど
甚大な被害が発生しています。

災害発生から3週間余りが経過する中、全国か

ら人的、物的支援が届けられていますが、依然として多くの住民が大変厳しい避難生活を強いられている状況にあります。

西予市議会では、このたびの豪雨災害の犠牲となられた方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、ご遺族並びに被災された方々に心からの御見舞いを申し上げます。

そして、極めて広域にわたった被災地の状況を踏まえ、1日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・復興に向け、取り組んでいくことをここに宣言するものです。

決議案は、お手元に配信のとおりであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

決議案第1号「平成30年7月豪雨の災害対策に関する決議案の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、決議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長

次に、追加日程第2、意見書案第1号「平成30年7月豪雨の災害対策に関する意見書案の提出について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2番信宮徹也君。

○2番信宮徹也君

平成30年7月豪雨の災害対策に関する意見書（案）の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

台風7号及び梅雨前線等の影響による集中豪雨は、西予市でも未曾有の大災害をもたらしました。1日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められる中、既存の法制等にとらわれることなく、財政措置を中心とした迅速かつ万全の復旧・復興対策を講じるよう、下記の事項を国に対して強く要請するものであります。

1. 被災者の避難生活の支援・生活再建の支援については、災害救助法の弾力的な運用を行うとともに、心身の健康管理や医療等の支援体制を確立すること。

2. 被災児童・生徒に対しては、きめ細やかな教育支援を行うこと。また、学習支援・学用品など就学援助のほか、授業料などの負担軽減を行うなど、特段の財政措置を講じること。

3. 上下水道、道路、橋梁等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政的な支援を含めた特段の措置を講じること。特に、今回の被害を受けた箇所については、原形復旧でなく、より防災性を高めた復旧を早急に行うこと。また、公共交通機関の復旧並びに今後の安定的な経営に要する経費に対して、事業主体を問わず十分な財政措置を講ずること。

4. 災害で生じた大量の廃棄物処理費用に関しては、全額国の費用負担とすること。

5. 復旧・復興及び防災・減災対策への財政支援等については、地域の実情に応じた財政需要に確実に対応すること。また、人的支援体制の整備を行い、技術職の職員派遣が中・長期にわたり円滑に行えるように努めること。

6. 農林水産業の復旧・復興支援については、災害復旧事業の申請に際し、柔軟に対応するとともに、採択要件の緩和や事務手続の簡素化など、早期復旧に向けた特段の措置を講じること。また、被災者が事業を再開できるよう、経営体育成支援

事業については、必要な予算を十分に確保するとともに、補助率のかさ上げを行うこと。事業継続が困難な農林水産業者に対しては、政府系金融機関による金融対策や専門家の派遣を行うなど、経営再建に向けた特段の措置を講ずること。

7. 中小企業等の復旧・復興支援については、事業継続が困難な中小企業者に対して、事業継続や経営再開に向けた金融面、税制面の優遇措置を講ずること。また、地域雇用の維持に向けての特段の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであります。

意見書はお手元に配信のとおりであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

14番中村でございます。

提出決議案とそれから意見書案につきましては先ほどの議員全員協議会のおきまして、駆け足で説明があったわけでございまして、十分な意見、討論する時間がございませんでしたので、ただいま気がついたことをちょっと申し述べたいと思います。

西予市は一次産業を主体とした市でございますので、今回の災害で広域で多数の箇所で大被害を受けております。そういうことからですね、ここに記述しておられますように、6番にもありますように、農林水産大臣というものを入れているなど。提出先でございますが、そしてまたこの2の中にも、教育のことも関連しておりますので、文部科学大臣なども入れてはどうかと、私今ただいま急に思いついたので、申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長

中村議員からの意見につきましては、後日、提出者、賛同者と協議をしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号「平成30年7月豪雨の災害対策に関する意見書案の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第2回西予市議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後0時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

平成30年第2回西予市議会臨時会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 5号	専決処分第5号の承認を求めることについて	30. 7. 31	原案承認
議案第 93号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例を廃止する条例制定について	30. 7. 31	原案可決
議案第 94号	平成30年度西予市一般会計補正予算（第3号）	30. 7. 31	原案可決
議案第 95号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	30. 7. 31	原案可決
議案第 96号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	30. 7. 31	原案可決
議案第 97号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	30. 7. 31	原案可決
議案第 98号	平成30年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）	30. 7. 31	原案可決
議案第 99号	西予市総合計画審議会条例及び西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について	30. 7. 31	原案可決
決議案第 1号	平成30年7月豪雨の災害対策に関する決議案の提出について	30. 7. 31	原案可決
意見書案第1号	平成30年7月豪雨の災害対策に関する意見書案の提出について	30. 7. 31	原案可決
	議員派遣の件について	30. 7. 31	承認